

韓国知的財産ニュース 2023 年 2 月前期

(No. 480)

発行年月日：2023 年 2 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 498 号）
- 1-2 特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第 499 号）
- 1-3 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2023-32 号）
- 1-4 商標の部分拒絶および再審査請求制度の施行
- 1-5 改正商標法等の施行により手数料体系を合理化する

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「AI 技術を活用した特許行政イノベーションロードマップ」を発表
- 2-2 韓国特許庁と世界知的所有権機関間で協力強化方策の議論予定
- 2-3 韓国特許庁、視覚障害者のための電子点字サービスを開始
- 2-4 尹大統領、WIPO 事務局長と接見
- 2-5 韓国特許庁・WIPO 間協力強化策を議論
- 2-6 韓国特許庁・文体部・WIPO・KDI、知的財産開発政策の修士課程で提携
- 2-7 韓国特許庁・WIPO、若者・女性のイノベーション中小企業と懇談会を開催
- 2-8 医薬品実験データおよび人工知能学習データ 45 万件を無料で開放
- 2-9 韓国特許庁、2023 年 1 学期知的財産学単位銀行の受講生を募集
- 2-10 韓国特許庁、2022 年下半期の優秀な審査・審判官に授賞
- 2-11 韓国特許庁の国際知識財産研修院、2023 年知的財産教育訓練計画を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 第 1 回産業財産権紛争調停委優秀調停委員表彰授与式の開催

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、2023 年商標・デザイン制度の動向の説明会を開催

その他一般

- 5-1 「メタバース」の特許出願、韓国世界3位

法律、制度関連

1-1 商標法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第498号）

電子官報（2023.2.1.）

産業通商資源部令第498号

商標法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年2月1日

産業通商資源部長官

商標法施行規則の一部改正令

商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「指定（以下「事後指定」という。）の申請」を「指定（以下「事後指定」という。）の申請及び法第174条第2項に基づく国際登録の名義変更登録の申請」に改める。

第25条第1項に第6号の2を次のように新設し、同条第2項各号以外の部分ただし書中「第1項第18号」を「第1項第2号」に改める。

6の2. 法第55条の2第1項ただし書に当たり、再審査を請求できない場合

第50条の2を次のように新設する。

第50条の2（商標登録出願に関する再審査の請求）①法第55条の2第1項本文に基づいて商標登録出願に関する再審査を請求しようとする者は、別紙第5号書式の補正（補完）書を特許庁長に提出しなければならない。

②代理人により手続きを踏む場合は、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第82条中『「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に対する議定書の共通規則』（以下「共通規則」という。）』を『「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書の規則』（以下「マドリッド議定書の規則」という。）』に改める。

第 91 条第 1 項及び第 2 項中「共通規則」をそれぞれ「マドリッド議定書の規則」に改める。

別紙第 5 号書式表側中「【その他事項】指定期間短縮申請」を「【その他事項】再審査請求 指定期間短縮申請」に改め、同書式裏側の記載要領第 2 号にハ目を次のように新設する。

ハ. 再審査請求と関連する補正の場合は、特許庁長のの中に表示（例：）します。別紙第 5 号書式裏側の記載要領第 6 号にハ目を次のように新設する。

ハ. 再審査請求と同時に補正する場合は、商標登録拒絶決定書の発送番号を書きます。別紙第 5 号書式裏側の記載要領第 9 号見出し以外の部分をロ目とし、同号にイ目を次のように新設する。

イ. 出願書等の補正の又は商標見本の補正のの中に表示した場合として、「商標法」第 55 条の 2 に基づく期間中に審査官による拒絶決定書に対する補正書を提出すると同時に再審査を請求するときは、次の例のように【その他事項】再審査請求の選択欄に表示し、記載要領第 10 号ニ目により再審査請求料及び補正料を共に納付します。

[例] 【その他事項】再審査請求

別紙第 5 号書式裏側の記載要領第 10 号にニ目を次のように新設する。

ニ. 商標登録拒絶決定後に再審査を請求する場合は、【手数料】欄の次の行に次の例のように【再審査請求料】欄を作って当該金額を書きます。再審査の請求時に商品補正により追加で納付すべき補正料が発生する場合は、【補正料】欄を作って当該金額を書き、最後の【合計】欄にその合計金額を書きます。

[例] 【手数料】

【再審査請求料】

【補正料】

【合計】

別紙第 34 号書式第 11 号を次のように改める。

(省略) 原文参照：

[https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I00000000000000001675055110753000&tocId=I00000000000000001674790451272000&isTocOrder=N&name=%25EC%2582%25B0%25EC%2597%2585%25ED%2586%25B5%25EC%2583%2581%25EC%259E%2590%25EC%259B%2590%25EB%25B6%2580%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C498%25ED%2598%25B8\(%25EC%2583%258](https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I00000000000000001675055110753000&tocId=I00000000000000001674790451272000&isTocOrder=N&name=%25EC%2582%25B0%25EC%2597%2585%25ED%2586%25B5%25EC%2583%2581%25EC%259E%2590%25EC%259B%2590%25EB%25B6%2580%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C498%25ED%2598%25B8(%25EC%2583%258)

1%25ED%2591%259C%25EB%25B2%2595%25EC%258B%259C%25ED%2596%2589%25EA%25B7%259C%25EC%25B9%2599%25EC%259D%25BC%25EB%25B6%2580%25EA%25B0%259C%25EC%25A0%2595%25EB%25A0%25B9)

別紙第 36 号書式第 3 号を次のように改める。

(省略) 原文参照

別紙第 37 号書式第 3 号を次のように改める。

(省略) 原文参照

附 則

この規則は、2023年2月4日から施行する。

改正理由及び主要内容

審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品範囲の減縮等によりその拒絶理由を簡単に解消できる場合は、審判手続以外に新しい不服手段として審査官に再審査を請求できるようにする等の内容に「商標法」が改正（法律第 18817 号、2022. 2. 3. 公布、2023. 2. 4. 施行）されたことを受け、商標登録出願に関する再審査の請求手続を設け、再審査の請求に必要な書式を整備する一方、「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に対する議定書の共通規則」が「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書の規則」に名称が変更されることに伴って関連書式を整備する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

1 - 2 特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第 499 号）

電子官報（2023. 2. 3.）

産業通商資源部令第 499 号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023 年 2 月 3 日

特許庁長

特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項に第3号の2を次のように新設する。

3の2.「特許法」第52条の2による分離出願料：特許権の新規出願料に当たる金額
第2条第3項第3号ただし書中「每件1万1千ウォン」を「次の各目の金額」に改め、同号に各目を次のように新設する。

- イ. 請求書を電子文書で提出する場合：每件5万ウォンに、特許権の請求範囲の1項ごとに5千ウォンを加算した金額
- ロ. 請求書を書面で提出する場合：每件6万ウォンに、特許権の請求範囲の1項ごとに5千ウォンを加算した金額

第3条第1項に第2号の3を次のように新設する。

2の3.「実用新案法」第11条に基づき準用される「特許法」第52条の2による分離出願料：実用新案権の新規出願料に当たる金額
第3条第3項第3号ただし書中「每件1万1千ウォン」を「次の各目の金額」に改め、同号に各目を次のように新設する。

- イ. 請求書を電子文書で提出する場合：每件5万ウォンに、実用新案権の請求範囲の1項ごとに5千ウォンを加算した金額
- ロ. 請求書を書面で提出する場合：每件6万ウォンに、実用新案権の請求範囲の1項ごとに5千ウォンを加算した金額

第5条第1項に第7号の2を次のように新設する。

7の2.「商標法」第55条の2による再審査請求料

イ. 再審査請求の趣旨を記載した補正書を電子文書で提出する場合：再審査の請求対象となる1商品類（「商標法」第54条に基づく商標登録拒絶決定された指定商品が属する商品類をいう。以下この号において同じ。）の区分ごとに2万ウォン。ただし、次の場合は、それぞれの区分による金額を加算する。

- 1) 補正後の商品類の区分が補正前の商品類の区分を超える場合：超える商品類の区分ごとに6万2千ウォン
 - 2) 補正後1商品類の区分の指定商品が20個を超える場合：超える指定商品ごとに2千ウォン。ただし、指定商品の加算金賦課対象出願に対する補正の場合は、補正後指定商品の加算金賦課対象商品が補正前より増加した商品ごとに2千ウォン
- ロ. 再審査請求の趣旨を記載した補正書を書面で提出する場合：再審査の請求対象となる1商品類の区分ごとに3万ウォン。ただし、次の場合は、それぞれの区分による金額を加算する。
- 1) 補正後の商品類の区分が補正前の商品類の区分を超える場合：超える商品類の区分ごとに7万2千ウォン
 - 2) 補正後1商品類の区分の指定商品が20個を超える場合：超える指定商品ごとに2

千ウォン。ただし、指定商品の加算金賦課対象出願に対する補正の場合は、補正後指定商品の加算金賦課対象商品が補正前より増加した商品ごとに2千ウォン

第5条第3項第1号各目を次のように改める。

イ. 請求書を電子文書で提出する場合

- 1) 直接的に審判請求の理由がある1商品類の区分ごとに24万ウォン。ただし、審判請求の理由がある1商品類の指定商品が20個を超える場合、超える指定商品ごとに2千ウォンを加算する。
- 2) 商品分類転換登録申請に対する拒絶決定不服審判の場合：每件25万ウォン

ロ. 請求書を書面で提出する場合

- 1) 直接的に審判請求の理由がある1商品類の区分ごとに25万ウォン。ただし、審判請求の理由がある1商品類の指定商品が20個を超える場合、超える指定商品ごとに2千ウォンを加算する。
- 2) 商品分類転換登録申請に対する拒絶決定不服審判の場合：每件27万ウォン

第6条第1項第9号中「口述審理を録音したテープ」を「審判関連マルチメディアファイル」に改める。

第7条第6項各号以外の部分ただし書を削除する。

第7条の2第1項各号以外の部分ただし書中「2023年12月31日」を「2026年12月31日」に改める。

第8条第5項後段及び同条第7項第1号後段中「2023年12月31日」をそれぞれ「2026年12月31日」に改める。

第13条第1項中「構えている者」を「構えている者のうち被害を受けた者」に改める。別表5第1号の出願料、審査請求料、最初3年分の特許料・登録料欄を次のように改め、同表備考第3号中「権利類型別（特許、実用新案、デザイン）・手続別（出願、審査請求、権利の設定登録）」を「権利類型別（特許、実用新案、デザイン）」に改める。

100分の85 (出願料は権利類型別に年間20件)
100分の70 (出願料は権利類型別に年間20件)

附 則

この規則は、2023年2月4日から施行する。

改正理由及び主要内容

1. 改正理由

審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品範囲の減縮等によりその拒絶理由を簡単に解消できる場合は、審査手続以外に新しい不服手段として審査官に再審査を請求できるようにする等の内容に「商標法」が改正（法律第 18817 号、2022. 2. 3. 公布、2023. 2. 4. 施行）されたことを受け、再審査請求料及び拒絶決定不服審判請求料を定め、特許及び実用新案登録取消申請による手数料の算定体系を整備しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 特許及び実用新案登録取消申請の手数料（案第 2 条第 3 項第 3 号及び第 3 条第 3 項第 3 号）

特許及び実用新案登録取消申請の際に納付すべき手数料を、従前は每件 1 万 1 千ウォンとしていたものを、今後は請求書を電子文書で提出する場合は每件 5 万ウォンに請求範囲の 1 項ごとに 5 千ウォンを加算して納付させ、書面で提出する場合は每件 6 万ウォンに請求範囲の 1 項ごとに 5 千ウォンを加算して納付させる。

ロ. 商標登録出願に関する再審査請求料（案第 5 条第 1 項第 7 号の 2 新設）

商標登録拒絶決定を受けた出願人が再審査を請求する場合として、再審査請求の趣旨を記載した補正書を、電子文書で提出する場合は再審査の請求対象となる 1 商品類の区分ごとに 2 万ウォンを納付させ、書面で提出する場合は 1 商品類の区分ごとに 3 万ウォンを納付するように定める。

ハ. 拒絶決定不服審判請求料（案第 5 条第 3 項第 1 号）

商標登録拒絶決定を受けた出願人が電子文書又は書面で拒絶決定不服審判を請求する場合として、1 商品類の指定商品が 20 個を超える場合は、超える指定商品ごとに 2 千ウォンを加算して納付させる。

1 - 3 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2023-32 号）

電子官報（2023. 2. 9.）

特許庁公告第 2023-32 号

発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告をするに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 2 月 9 日

特許庁長

発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

「発明振興法」が改正（法律第 19164 号、2023. 1. 3. 公布、2023. 7. 4. 施行）されたことを受け、大統領令委任事項である「発明等の評価基準（法第 31 条の 2 第 1 項）」、「評価技法の開発・普及及び活用の促進に必要な事項（法第 31 条の 3 第 3 項）」、「妥当性調査及び標本調査の手続等（法第 31 条の 4）」、「評価情報体系の構築及び運営に必要な事項等（法第 31 条の 5）」、「評価管理センターの構成・運営・業務遂行に関して必要な事項（法第 31 条の 6）」等を反映し、その他評価機関に対する行政処分の基準及び過料の賦課基準を法律の改正に従って反映するものである。

2. 主要内容

- イ. 発明等の評価基準の樹立及び評価技法の開発・普及、活用の促進に必要な事項を規定（案第 14 条の 2 乃至第 14 条の 3 新設）
- ロ. 妥当性調査及び標本調査の手続等に関する事項を規定（案第 14 条の 4 乃至第 14 条の 6 新設）
 - 1) 妥当性調査を要請できる公共団体、利害関係人を規定し、調査の着手に対する通知、意見陳述の機会の付与、調査結果の通知等の妥当性調査の手続について規定する（案第 14 条の 4 新設）
 - 2) 国家等に妥当性調査の結果を提供できる理由を規定する（案第 14 条の 5 新設）
 - 3) 標本調査の種類、手続等に対して規定する（案第 14 条の 6 新設）
- ハ. 評価情報体系の構築及び運営に必要な事項等を規定（案第 14 条の 7 新設）
 - 1) 評価機関が評価情報体系に評価結果書及び関連資料を登録し、特許庁長が修正・補完を要請する等の手続を規定する
 - 2) 登録除外可能の理由及び評価結果が活用される理由を規定する
- ニ. 評価管理センターの構成・運営・業務遂行に関して必要な事項を規定（案第 14 条の 8 新設）
- ホ. 評価機関に対する行政処分の理由に「評価基準に違反して発明等の評価を遂行した場合」を追加（別表 7 改正）
- ヘ. 過料の賦課基準に「評価結果書及び関連資料を提出しなかったか、虚偽で提出した場合」を追加（別表 11 改正）
- ト. 用語の整備及び委託業務の追加（案第 2 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条、第 29 条）
 - 1) 「発明等の評価」に対する定義規定の新設に伴って用語を反映し、「特許技術事業化斡旋センター」が「特許技術事業化支援センター」に変更されたことに伴ってそれを反映する（案第 2 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条、第 29 条）

- 2) 発明振興会及び産業財産権サービス業関連協会に委託できる業務を追加（案第 29 条）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年3月23日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）、政府大田庁舎 4 棟 1803 号特許庁産業財産活用課（〒35208）

電子郵便：taegong336@korea.kr

Fax：042-472-3421

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）の「立法予告」を参照するか、特許庁産業財産活用課（電話 042-481-5631、Fax 042-472-1406）にお問い合わせください。

1-4 商標の部分拒絶および再審査請求制度の施行

韓国特許庁（2023.2.2.）

商標出願人のための積極行政で商標権確保をサポート

韓国特許庁は、2023年2月4日から出願される商標（※）には部分拒絶制度が適用され、商標登録拒絶決定については審査官に再審査が請求できるようになることを明らかにした。

※商標法一部改正（法律第 18817 号、2022 年 2 月 3 日改正、2023 年 2 月 4 日施行）

新たに施行される部分拒絶制度は、商標登録出願の指定商品の中で拒絶理由のある指定商品のみを拒絶する制度である。

従来の出願人は、登録を受けようとする指定商品の中で一部のみに拒絶理由があっても、出願人が拒絶理由のある商品を削除・補正しない限り、全商品が登録できなかった。

しかし、部分拒絶制度が施行されることで、商標登録出願の指定商品の中で一部のみに拒絶理由がある場合であれば、出願人が商品の削除などの別途の措置を取らなくても拒絶理由のない商品は商標を登録できるようになる。

そのため、商品出願の手続き・制度に慣れておらず、時間・費用などの問題で審査官の通知書に適切に対応できない個人・中小企業出願人に役立つと期待される。

また、拒絶決定された全商品を対象にしなければ不服審判が請求できなかったものを、一部のみを対象としても審判請求ができるようにし、審判請求の後にも一部に対する取り下げを可能にして出願人の便宜を図った。

一方、再審査請求制度は、商標登録出願に対する拒絶決定が商品の補正などで簡単に解消できる場合には、審査官に再審査を請求できる手続きであり、出願人が拒絶決定を克服できる機会を拡大したものである。

従来は拒絶決定不服審判請求を通じなければ審査官の拒絶決定に対して不服手続きができなかったため、指定商品一部の補正などで簡単に拒絶理由が解消できる場合であっても、必ず審判を請求しなければならなかった。

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は「部分拒絶制度と再審査請求制度が施行され、出願人の商標登録確保に資すると期待される」とし、「これからも出願人のために改善が必要な制度を発掘し、持続的に積極行政を推進する」と述べた。

1-5 改正商標法等の施行により手数料体系を合理化する

韓国特許庁 (2023. 2. 3.)

高金利時代、小規模事業者の経済的な負担を減らすために持続的に努力

改正された商標法が 2023 年 2 月 4 日から施行されることによって、出願人の権利確保が有利になり、手数料の負担は緩和される。

これまで商標は、拒絶決定不服審判請求以外では商標登録拒絶決定に対する拒絶理由が解消できなかったが、商標再審査請求制度の導入によって商標登録拒絶決定についても再審査が請求できるようになった。

再審査を請求する場合、拒絶決定不服審判を請求した場合と比べると、一商品類当たりの手数料負担が 22 万ウォン（※）軽減される。

※（従来）拒絶決定不服審判請求料・24 万ウォン→（改正）再審査請求料・2 万ウォン

従来は一部の指定商品（※）について商標登録拒絶理由がある場合、拒絶理由のない残りの指定商品を含む全出願が拒絶決定された。

※商標出願時に権利の保護を受ける商品またはサービスの範囲を指定すること

しかし、商標部分拒絶制度の導入によって指定商品の一部のみを対象にして拒絶決定不服審判が請求できるようになり、審判を請求した商品類の数に基づいて手数料を算定するように改編された。

従来制度では拒絶決定不服審判を請求する際に全指定商品類に対して審判請求料が請求されたが、改正後には、拒絶理由のある制定商品類に対してのみ審判請求料を納付することになる。

※（例）商標出願時の指定商品類 10 種類（1 類～10 類）のうち、拒絶理由のある指定商品は第 5 類と第 6 類の 2 種類の場合

（従来）10 種類×24 万ウォン=240 万ウォン→（改正）2 種類×24 万ウォン=48 万ウォン

ただし、一商品類区分の指定商品が 20 個を超えれば、拒絶決定不服審判を請求する場合に各超過指定商品につき 2 千ウォンの追加料が請求される。

一方、これまで韓国特許審判院が特許請求別に処理する事件のうち「特許取消申請」に対してのみ、請求項数に比例した追加料体系が反映されておらず、公平性の問題が取り上げられていた。

これにより、「特許料などの徴収規則」を改正し、特許の公衆審査制度である「特許取消申請」の手数を審判請求の手数料と同じく、基本料金に請求項別の追加料を合計（※）して算定するように改編した。

※（現行）一件当たり 1.1 万ウォン→（改正）1 件当たり 5 万ウォン+請求項当たりの追加料 5 千ウォン

ただし、当事者間の紛争解決ではなく公衆審査である点を鑑みて、基本料および追加料の金額は、特許審判請求料の 3 分の 1 程度に策定し、商標・デザイン異議申請の手数料との公平性を維持した。

その他、この改正は特許分離出願制度の導入による手数料の請求、説明会の録音ファイル・動画証拠などを審判記録関連手数料に含む内容を盛り込んでいる。

また、災害発生時の特許料などの手数料減免の対象者の範囲を、直接かつ現実に被害を受けた個人および企業に明確化し、制度を運営するに当たり発生した不備を改善し、中小企業特許創出活動の促進（※）および電子登録証発給の奨励（※※）に向けて導入された一時的な規定の施行期間（2023年12月31日→2026年12月31日）を延長する内容も盛り込んでいる。

※特許料などの徴収規則第7条の2（地位的財産ポイントの付与・使用および還収）

※※特許証・デザイン登録証を電子文書で発給する場合は1万ウォンを差し引く

韓国特許庁の情報顧客支援局長は「新しい制度を導入し、手数料の請求が必要な場合は出願人の負担を最小化させるために努力」する一方、「手数料制度を運営するに当たっての不備な点は、これからも積極的に改善する」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「AI技術を活用した特許行政イノベーションロードマップ」を発表

韓国特許庁（2023.2.2.）

人工知能で特許審査をより速く、より正確に

韓国特許庁は、2023年を人工知能（AI）などの新技術を活用した特許行政デジタルイノベーションの元年とし、2月2日木曜日、「人工知能技術を活用した特許行政イノベーションロードマップ（履行案）（2023～2027）」（以下、「人工知能活用ロードマップ」）を策定したと発表した。

近年、特許をはじめとする産業財産権の出願件数が増加傾向にあるにもかかわらず、審査人員の増員は厳しい状況であり、審査官が検索しなければならない先行技術の対象規模も増え続けているため、審査環境が全体的にますます劣悪になっているのが実情である。これを克服するため、特許庁は、審査・審判をはじめとする特許行政全般に人工知能技術を適用する人工知能活用ロードマップを確定し、今年から本格的に推進する。「世界最高の人工知能基盤審査・審判体系の構築」を最重要目標に、4大推進戦略と12大重点推進課題を設定した。

※最近10年間、産業財産権の出願件数は49.3%増加した一方、審査官は19.7%増加した

第一に、特許行政全般に人工知能技術の活用基盤を構築する。今年には民間企業と協力して特許文書の理解と処理に特化した人工知能言語モデルを開発し、海外特許文書の韓国語翻訳文も構築する。これらの課題は、最終的に審査官が膨大な特許文書を効率的かつ正確に検索できる基盤となるもので、人工知能技術の成熟度とサービスの現況を反映して発展させていく計画である。

第二に、人工知能基盤技術を活用して高品質の審査を支援する。海外特許文書の韓国語翻訳文を活用することで、韓国特許文書のみ可能な人工知能特許検索の範囲を米国や欧州の特許文書にまで拡大する。また、現在はイメージで構成された図形商標のみ人工知能商標検索が可能であるが、今年、それを文字商標の検索にまで拡大するための研究開発にも着手する。

第三に、審判および方式審査分野に人工知能技術を導入する。特許庁に提出される各種書類を対象に手続き上の欠陥をモニタリングする方式審査に自動化システムを開発する。また、審判システムをデジタル化するため、今年に審判書類の提出・送達システムを全面改編し、来年には人工知能基盤の審決文・判決文検索サービスの導入も推進する。

第四に、顧客相談・特許データの活用に人工知能技術の適用を拡大する。顧客中心の要望サービスを提供するために人工知能チャットボット相談機能を高度化し、画像ファイルとなっている一部の海外特許文書や特許文書上にある各種実験データを機械が理解できる文書（テキスト）形態のデータベース（DB）に構築して特許データの品質と活用性も向上させる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「最近話題になっている ChatGPT の場合、人のように質問に自然に答えたり、直接作文もしたりするほど人工知能技術が急速に発展している」とし、「特許庁は最新の人工知能技術を特許行政全般に先行的に導入し、世界最高水準の審査・審判および顧客サービスを提供できるよう取り組んでいきたい」と述べた。

参考 1 「人工知能特許行政イノベーションロードマップ」のビジョン・目標及び推進戦略

ビジョン 特許行政のデジタルトランスフォーメーションを主導する大韓民国特許庁

目標(～2027年)

- ... 世界最高の人工知能基盤審査・審判システムの構築
- ... デジタル新技術を活用した迅速かつ便利な要望サービスの提供
- ... 高品質特許データの生成・活用による堅固な知的財産エコシステムの構築



参考 2 戦略別推進課題（案）

【戦略 1】特許行政に人工知能技術活用基盤を構築

重点推進課題	細部課題
1-1 特許分野巨大 AI モデルの開発	<ul style="list-style-type: none">➤ 特許文献の理解に特化した巨大 AI 特許言語モデルの構築及び特許分類・検索等の特許行政への適用の推進- 5 億件以上の大容量ハングル特許データを事前に学習（2023）- 特許分類・検索等、従来の AI サービスとの連携の可能性、新規 AI サービス等応用サービスの開発・実証（2023 下半期～）- 英語・中国語等も理解する多国語言語モデルに拡張して研究（2024～）➤ 言語とイメージを同時に理解する AI モデルへと進化- 民間のマルチモーダル AI の進化に合わせて特許分野への導入を検討（2025～）
1-2 翻訳の高度化	<ul style="list-style-type: none">➤ 主要な海外特許公報に対するハングル翻訳文の構築（継続） <p>※（2022）米国（1,730 万件）、欧州（670 万件）、WIPO（500 万件）の公報→（2023）中国の公報に拡大</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 構築された翻訳文の審査官海外文献一括検索に活用及び国民への公開の推進（2024～）➤ 保有中の翻訳機に新規データの追加学習及び定期的な品質評価の実施（継続）
1-3 AI データ・サービスの管理体系の構築	<ul style="list-style-type: none">➤ 学習データの生成・維持・管理及び民間への開放体系の構築（2023～）➤ 非定型データ（電子文書・イメージ等）に対する品質管理体系の構築・運営（2023～） <p>※非定型データの類型・構造に応じた構築手続きや管理方式等の品質管理基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none">➤ AI サービス・システムに対する統合管理体系の構築・運営（2023～）

【戦略 2】人工知能を活用した高品質審査を支援

重点推進課題	細部課題
2-1 AI 特許検索	<ul style="list-style-type: none"> ➤ AI 特許検索国家の拡大等、サービスの改善 - 国語翻訳文を活用した AI 特許検索範囲を拡大 (2023～) <p>※AI 特許検索国家の拡大 (POC) : (2023) 米国翻訳文→ (2024～) 日本翻訳文</p> <ul style="list-style-type: none"> - 巨大 AI 言語モデルを活用した AI 検索サービスの高度化を研究 (2024) ➤ AI 特許図面検索システムの研究及びサービス開発の検討 (2024～) <p>※概念 : 従来のテキスト検索の限界を克服するためのもので、文書・図面融合 (ハイブリッド) 検索を意味</p> <p>※日程 : テスト・実証研究 (2024 年、機械・生活用品分野) → 全分野へ拡大 (2025～)</p>
2-2 AI 商標・デザイン検索	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ユーザー便宜機能の追加等、AI 商標・デザイン検索の高度化 - 同一・類似質疑語 DB を構築、「推奨検索式」・「ハイライト」機能等を実現 (2023) - デザイン AI 検索システムの性能向上に向けた分析研究 (2023～) - 海外デザイン AI 検索国家を中国、ドイツ等に拡大 (2023～) <p>※国の拡大 : (2021) 韓国内、日本、WIPO→ (2022) EUIPO、US→ (2023) 中国、ドイツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 文字商標 AI 検索の研究・実証 (PoC、2023)、テストサービスの提供 (2024～) - 文字と図形が組み合わさった複合商標に対する AI 検索を研究 (2025～) <p>※既に活用中の図形商標 (イメージ) 検索と文字商標検索システムの統合</p>
2-3 審査支援道具の開発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IP5 等と AI 特許分類の比較研究 (2023～) 及び性能改善 (2024～) ➤ AI 図面情報新規データ DB の構築、照会サービスの改善 (継続) - AI 基盤図面情報 DB の構築及び照会サービス提供国家の拡大 (2024～) <p>※英語圏国家 (米国、欧州) 特許文献の図面の符号情報・構成要素等の特性分析及び新規 AI 技術の適用可能性の検討等を通じてサービス提供国家の拡大を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ AI 基盤議事録の作成・要約システムの導入 (2023 年試行、2024 年拡大)

【戦略 3】 審判及び方式業務に人工知能を導入

重点推進課題	細部課題
3-1 AI 基盤審判方式の自動化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ AI・OCR 技術を適用した添付書類自動分類システムの構築（2023） - イメージスキャンで記載内容を抽出・分類する自動方式審査 <p>※審判添付書類 75 種に適用[主要書類（8 種）基準 22 種]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審判書類別に記載要件漏れ確認ルールの確立及び不備の改善（2023～） - （2023） 審判書類の主要 8 種及び主要通知理由上位 6 つが対象 - （2024） 審判書類全体に対して方式確認ルールを適用（8 種→100 種）、AI 審判方式の活用効果分析による業務方式の改善を検討
3-2 AI 基盤審・判決文の検索	<ul style="list-style-type: none"> ➤ AI 基盤審・判決文検索向け学習データの構築・学習（2024） - 判決文（約 2 万 7,000 件）と審判決文（約 17 万件）を活用して学習データを構築及び学習 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 比較・検索及び推奨アルゴリズムを適用して AI 基盤審・判決文検索試行サービスの開発（2024）及び高度化（2025～） - 審判官が把握した争点を自然語の質疑で検索すれば、AI が審・判決文 DB から類似法理を含む事例を比較・検索して推奨
3-3 AI 基盤出願・登録方式審査の自動化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 登録方式審査を支援する AI 登録方式システムの導入の推進（2024～） <p>※AI 審判方式システムの開発成果及び性能を分析後、推進方向・日程を確定</p> <ul style="list-style-type: none"> - 登録方式の自動化に向けたルール基盤システムを設計、開発予算に反映（2023） - AI 登録方式システム POC の検証及び開発（2024～2025） - 業務軽減効果の検証及び AI 基盤登録方式審査業務の再設計（2025） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出願方式審査をサポートする AI 出願方式システムの導入の推進（2025～） - 出願方式の自動化に向けたルール基盤システムを設計、開発予算に反映（2025） - AI 出願方式システム POC の検証及び開発（2025～2026） - 業務軽減効果の検証及び AI 基盤出願方式審査業務の再設計（2026）

【戦略 4】顧客・データ政策に人工知能活用を拡大

重点推進課題	細部課題
<p>4-1 電子出願の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特許路（ウェブ書式）と特許ネット DB を連携させた書類自動入力システム（※）の構築（2023） <p>※被請求人の情報、権利者の情報、登録公告日、決定謄本受取日、審判番号等</p> <ul style="list-style-type: none"> - 記載間違い及び補正を防止するため、書類提出前欠陥確認・案内機能を実現 ➤ AI 基盤特許明細書作成支援道具の研究・開発及び導入（2024～） ➤ AI 基盤紙出願書類の自動電子化システムの開発・実証（2025～） <p>※AI+OCR、AI+RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）技術等を活用</p>
<p>4-2 顧客中心の統合要望システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ チャットボット相談の高度化（2023）及び審査官向けの開発等、活用の拡大 - 審査基準、審査 Q&A、審査間違い・欠陥事例等を分析・DB 化して審査官も活用できるように開発（2024～）し、国民に公開 ➤ 審判分野のデジタル送達体系の構築（2023～2024）、他業務へ拡大（2025～） - 大容量ファイルのオンライン送付、特許路の常時受信機能等を実現（2023） - 送達情報の統合管理システムを構築（2024） <p>※登記番号基準の郵便送達書類の追跡・管理、出願・審査段階に送達情報の共有・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 顧客便宜の向上と個人情報保護のための要望書類発行の自動化 - 電子財布に発行できる要望書類の範囲を拡大（2023～）、要望書類発行時の個人情報自動マスキングシステムを開発（2025） <p>※出願・審査・登録関連書類の発行時に個人情報を自動で認識して非識別処理</p>
<p>4-3 AI 基盤特許データの生成・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ AI 技術によるイメージ海外公報の電子化、実験データ DB の構築（継続） <p>※新規で入手したイメージ公報（ベトナム・インド）のテキスト化・電子化の対象国の拡大等を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特許データと他分野データの融合に AI 技術を適用 - （2023）異種データ間識別・連携の過程に AI 技術適用の可能性を検証 - （2024～）AI 技術を活用した特許融合データを構築、活用を拡散 ➤ AI 基盤特許分析プラットフォームの高度化（2023）及び活用の拡大（2024～）

参考 3 人工知能のサービス別期待効果

人工知能 (AI) サービス		期待効果
内部顧客	①AI 特許検索	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国語公報に制限されている AI 特許検索を、AI 技術（翻訳・検索）を活用して海外の先行技術（英・日・中）一括検索に拡大→検索利便性の改善 <p>※AI 検索範囲：(2022) 韓国内→(2027) 韓国内、米国、欧州、日本、中国等</p>
	②AI 商標（図形）・デザイン検索	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コア商標（単語）さえ入力すれば、同一・類似質疑語を自動で生成・検索→検索時間の短縮+検索語漏れの予防
	③AI 特許分類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CPC 自動分類の正確度向上による分類担当者の業務負担軽減→業務の効率化+多分類（KSCI 等）との自動連係
	④AI 議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 面接後に別途作成していた面接記録の作成負担が減り、正確な面接記録の管理もできる→業務効率の向上
	⑤AI 方式の自動化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 審判方式担当者の方式ミスを防ぎ、業務負担を画期的に軽減→業務の効率化+方式審査の品質向上
	⑥AI 審・判決文の検索	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 争点と関連する先行審決・判決を簡単に活用して一貫した審判結果を提供→業務効率の向上+審判の品質向上
外部顧客	⑦AI 書類自動入力システム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出願書等、出願人の書類作成負担を軽減し、入力ミスも画期的に減縮→国民の利便性向上+方式ミスの予防
	⑧AI 明細書作成支援道具	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 明細書の作成負担を軽減し、迅速な出願及び明細書の完成度向上に貢献→国民の利便性+出願品質の向上
	⑨AI チャットボットサービス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出願・審査等、特許行政関連疑問をいつでもどこでも気軽に解消→国民の利便性向上+積極行政
	⑩AI 基盤高品質特許データの生成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出願人・発明者の整備等にかかる費用・時間の削減及び産業・経済観点の深層分析可能→特許分析の高度化

知的財産の国際秩序を総括する国際機関首脳の訪韓

韓国特許庁は、2月7日火曜日から2月11日土曜日まで世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務総長が公式的に訪韓すると発表した。世界知的所有権機関（WIPO）は、26の知的財産関連国際条約を管轄し、加盟国と共に新しい国際規範を作り、知的財産を通じて持続可能な開発目標（SDGs）を活発に履行している国際連合（UN）の専門機関である。また、知的財産権の国際的保護のために国際特許出願（PCT）、国際商標出願（マドリッド）などのサービスを提供しているが、サムスン電子・LG電子などの韓国企業は国際特許出願（PCT）サービスを世界で4番目に多く利用しているため、世界知的所有権機関（WIPO）内で韓国の存在感（※）は非常に高い。

※2021年基準国際特許出願（PCT）の手数料は、世界知的所有権機関（WIPO）の収入の約77%を占める

クリエイティビティとイノベーションの産物である知的財産は、最近、世界経済危機の中で国益を守り、世界経済を主導するコア成長エンジンとしてその重要性が一層浮き彫りになっている。タン事務総長は、普段韓国を「イノベーションとクリエイティビティの発電所」と言い、アジア諸国の中で最も強力なイノベーション力（※）を有する韓国のイノベーションエコシステムを直接経験することを希望し、韓国を2023年初の海外歴訪国として決めた。

※世界知的所有権機関（WIPO）は、毎年132か国のイノベーション力を評価し、2022年に韓国は世界6位（アジア1位）に上った

タン事務総長は、訪韓中、企業訪問と主要関係者との面談を通じて知的財産を活用した韓国の発展経験とイノベーションエコシステムを体験する一方、デジタルトランスフォーメーションなどにより日増しに激しくなっている先進国と途上国間の知的財産格差の解消案を議論する予定である。まず、国際特許出願（PCT）と国際商標出願（マドリッド）サービスの主要顧客であるLG電子とアモーレパシフィックを訪問し、大韓弁理士会および韓国知識財産協会（KINPA）などの利害関係者から世界知的所有権機関（WIPO）サービス利用顧客のニーズを収集して発展方向を模索する。また、国際知的財産保護コンファレンスとイノベーション中小企業の懇談会に参加して企業の成長に向けた知的財産の役割について意見を共有し、国家知識財産委員会などの知財権関係機関との会議を通じて知的財産金融など、韓国の優秀なイノベーション環境について聴く予定である。さらに、韓国特許庁長との二者会談では、韓国の信託基金を活用した途上国の能力強化案を協議す

る予定であり、特に 30 年にわたる韓国の発明教育経験とノウハウを途上国に本格的に広めるための計画について話し合うと知られている。

一方、世界知的所有権機関（WIPO）による活発な途上国支援は、知的財産分野の世界的権威誌である「マネージング IP（Managing IP）」が韓国特許庁長を「知的財産分野で最も影響力のある 50 人」の 1 人に選定する主な要因となった。特許庁は、途上国への支援経験を積極的に活用してアラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビアなどの中東に特許審査を代行し、知的財産戦略の策定と発明教育を支援することにするなど、国際社会に知的財産行政の韓流を普及させるために努めている。

特許庁長は、「複合危機の克服に向けた知的財産の重要性がこれまで以上に重要な時期に、イノベーションの産物である知的財産を総括する国際機関の首脳が韓国を訪問するのは有意義だ」とし、「タン事務総長の訪韓を契機に韓国の輸出増大とイノベーション企業の育成に有利な国際的知的財産環境を作り、知的財産グローバル中枢国家としての役割を一層強化していく計画だ」と述べた。

2-3 韓国特許庁、視覚障害者のための電子点字サービスを開始

韓国特許庁（2023. 2. 7.）

電子点字生成サービスの導入で視覚障害者の情報アクセス性を高める

韓国特許庁は、視覚障害者の特許庁ウェブサイトへの情報アクセス性を高めるため、2月7日火曜日から電子点字サービスを開始すると発表した。電子点字サービスは、ウェブサイト（www.kipo.go.kr）にある多様な知的財産政策・制度、プレスリリースなどを点字ファイルに変換して提供するもので、ウェブサイトの掲示物の右上側にある「電子点字ビューアー」アイコンをクリックすると、該当情報が電子点字に変換されて視覚障害者のパソコンに保存される。視覚障害者は、該当ファイルを、点字情報端末を通じて読むか、点字プリンターを利用して点字で出力して読むことができる。

特許庁は、従来にも視覚障害者のためにイメージを代替する文章を提供し、キーボードだけでウェブサイトを活用できるようにするなど、障害者がウェブサイトの情報に容易にアクセスできるようウェブアクセシビリティ国家標準指針を順守してきており、今回に電子点字サービスが追加され、視覚障害者のウェブサイト利用が一層便利になることが期待される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「視覚障害者が多様な特許行政情報を直接利用できるようにするため、積極行政の一環として電子点字サービスを導入することになった」とし、「これからも特許行政サービスを持続的に改善してすべての国民が特許庁ウェブサイトの情報に容易にアクセスし、同一の情報を享受できるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-4 尹大統領、WIPO 事務局長と接見

大統領府 (2023. 2. 8.)

韓国の尹大統領は、2月8日午後、世界知的所有権機関 (WIPO (※)) のダレン・タン (Daren Tang) 事務局長の表敬訪問を受け、知的財産に関する意見を交換した。

※World Intellectual Property Organization: 特許・商標・著作権等知的財産分野の国際制度および条約を管轄する国連の専門機関として、1967年に設立された

タン事務局長は、韓国は世界第4位の特許出願国であり、Kポップ、Kコンテンツなどのクリエイティブな文化を有する知的財産の先進国だとし、韓国がODAや知的財産専門家の海外派遣を通じてグローバルの知的財産の発展に大きなインスピレーションを与えていると感謝の意を表した。特に、このような韓国の経験が発展途上国に大きく役立つとして、韓国とWIPOが一層緊密な協力関係を持つことを希望すると述べた。

また、尹大統領とタン事務局長は、女性や中小企業などの社会的弱者が知的財産に容易にアプローチできる制度を備える必要があるということに認識を共にした。

尹大統領は、社会的弱者および発展途上国の国民が知的財産制度に容易にアプローチできるよう取り組んできたWIPOの努力を支持するとし、これまで韓国は、知的財産ODAを通じて発展途上国が韓国型知的財産制度を導入できるよう力を入れてきたと話した。これに対し、タン事務局長は、韓国特許庁が構築してきた中小企業のための包容的な知的財産制度を高く評価し、このような経験が世界中に普及することを希望すると答えた。

さらに、尹大統領は、WIPO 地域事務所の韓国誘致の必要性を強調し、地域事務所を通じて韓国企業の利便性を高め、教育プログラムを通じて途上国への支援も強化されることを希望すると述べた。

一方、タン事務局長は、今回の表敬訪問を記念して韓国語で公開された最初の国際特許出願 (PCT) 証書と国際商標制度を利用した韓国企業の初の国際商標登録証を謹呈した。特に、PCT初の韓国語公開証書は、2007年のWIPO総会で、国際機関としては初めて韓国語を公式言語として採択して以来、韓国語で作成された初の国際公開文書である。

2月8日の接見には、WIPOからはMarco Alemán 事務次長補とクオン・ギョウ諮問局長が出席し、韓国政府と大統領府からはイ・インシル特許庁長とチェ・サンモク経済首席、カン・ギョンソン産業政策秘書官等が同席した。

2-5 韓国特許庁・WIPO間協力強化策を議論

韓国特許庁 (2023. 2. 8.)

世界第4位の特許強国と知的財産総括国際機関間の会談開催

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Office、以下「WIPO」) のダレン・タン事務局長の訪韓を機に、2月8日水曜日午後5時30分にソウルでWIPO側と二者会談を開催したと発表した。WIPOは、知的財産に関する国際条約を管轄し、193の加盟国と共に新たな国際ルールを作っている国際連合 (UN) の専門機関である。また、知的財産権の国際的保護のために、国際特許出願 (PCT)、国際商標出願 (マドリッド) などのサービスを提供している。タン事務局長は、アジア諸国のうち最も強力なイノベーション力 (※) を有している韓国のイノベーションエコシステムを直接経験することを希望し、2022年のWIPO総会を機にスイスのジュネーブを訪問していた韓国特許庁長の訪韓の提案により、2023年初の歴訪国として韓国を選択し、2月7日火曜日に入国した。

※WIPOは、毎年132か国のイノベーション力を評価し、2022年に韓国は世界6位 (アジア1位) を取った

特許庁長とタン事務局長は、90分間行われた会談で、経済危機を乗り越えるためにクリエイティビティとイノベーションの産物である知的財産の役割が一層強化されなければならないという点で認識を共にした。

まず、政府と民間の研究開発 (R&D) イノベーションのための特許ビッグデータの役割に注目し、両機関は、イノベーション中小企業が知的財産を活用して資金を容易に調達できるよう協力を強化することにした。特に、特許庁長は韓国の知的財産金融の経験を国際社会と直接共有していた「WIPO 知的財産金融政策対話」の継続的な開催を提案し、タン事務局長は共感を表明したという。タン事務局長は、先進国と途上国間の知的財産格差を解消するための韓国特許庁の積極的な役割に感謝を表明した。また、両機関は、韓国信託基金を活用した途上国の能力強化策を協議した。特に、30年にわたる韓国の発明教育経験と成功の秘訣を途上国に本格的に広めるためのモデル事業を今年から開始することにした。さらに、特許庁長とタン事務局長は、韓国企業が活発に利用しているWIPO国際特許出願 (PCT)、国際商標出願 (マドリッド) サービスをユーザーが使いやすく改善する方法についても議論した。特許庁長は、サムスン電子やLG電子などの韓国企業が国際特許出

願（PCT）サービスを世界で4番目に多く利用していることを強調し、韓国ユーザーの利便性を高めるためにWIPOの地域事務所が韓国に設置されなければならないという点をタン事務局長に伝えた。

特許庁長は、「知的財産はクリエイティビティとイノベーションの産物であるという点で、経済成長と国の競争力を左右する最重要要素だ」とし、「WIPOと特許庁間の二者会談で形成された知的財産協力に対する動力を積極的に活用して、韓国企業の輸出増大に有利な国際的な知的財産環境を積極的に構築していく計画だ」と述べた。

2-6 韓国特許庁・文体部・WIPO・KDI、知的財産開発政策の修士課程で提携

韓国特許庁（2023.2.9.）

韓国の知的財産基盤経済成長経験、世界へ普及させる

韓国特許庁、文化体育観光部（以下「文体部」）、世界知的所有権機関（以下「WIPO」）、韓国開発研究院（以下「KDI」）国際政策大学院は、2月9日木曜日の午後、ソウルで「知的財産開発政策修士課程（MIPD）（※）」を運営するための業務提携を締結した。これは、2019年に特許庁、WIPO、KDI国際政策大学院、世宗市が締結した業務提携の有効期間が満了したことに伴って2番目に締結するものである。

※MIPD：Master's Program in Intellectual Property and Development Policy

今回の業務提携の目的は、第四次産業革命時代に経済成長と国の競争力のカギとなる知的財産の重要性が高まっている中、知的財産と経済開発戦略を連携させる教育課程を運営することで、途上国の技術イノベーションと創意産業の発展に向けた人的資源を開発することである。特に、知的財産の主務政府機関である特許庁と文体部、開発政策専門教育機関であるKDI国際政策大学院の経験（ノウハウ）を教育課程に反映したため、途上国は、知的財産を基盤に先進国へ発展した韓国の経済成長経験を手本として経済開発戦略の策定に役立てられると期待される。

「知的財産開発政策修士課程」は、世界で初めて知的財産と経済開発を連携させて2020年から運営している修士号課程である。細部の教科課程を見ると、知的財産一般論、開発政策、知的財産と持続可能な開発、イノベーション成長戦略などで構成されている。特許庁と文体部、WIPO、KDI国際政策大学院が共同で教科課程を設計し、KDI国際政策大学院が運営する。

これまで計 31 か国から途上国の公務員や知的財産人材など、受講生 53 人が参加した。最近韓国の国家的存在感が高まるにつれ、韓国の知的財産基盤経済成長経験（ノウハウ）を学ぼうとする途上国の参加需要が増えている。今回の業務提携には文体部が新しく参加することで、教育効果が一層高まるとみられる。

【運営の経過】

年度	全体	国内	国際	国の数	卒業	修了
2020	17	4	13	13 か国	13	4
2021	18	2	16	16 か国	16	2
2022	18	3	15	14 か国	1	17

※卒業：研究課題（論文など）を含めて 39 単位以上を取得する

※※修了：研究課題のほかに卒業要件を満たす

特許庁長は、「韓国は、国際社会で責任と役割を果たすために、WIPO の 193 の加盟国のうち 2 番目に多い信託基金を出しており、韓国の知的財産行政体系をサウジアラビアやアラブ首長国連邦 (UAE) などに普及させるなど、途上国の知的財産能力強化に努めている」とし、「本課程を通じて韓国の知的財産基盤経済成長経験が普及し、途上国の産業発展と経済成長に貢献することを願う」と述べた。

文体部第 1 次官は、「2021 年の K コンテンツの輸出額（124 億 5,000 万ドル）は、家電製品（86 億 7,000 万ドル）、電気自動車（69 億 9,000 万ドル）、ディスプレイパネル（36 億ドル）を突破しており、著作権の貿易収支は、2013 年初の黒字転換以来、10 年連続で黒字を記録するなど、K コンテンツと著作権産業はいつの間にか韓国の輸出市場の浮上する強者となった」とし、「今や韓国は文化的魅力を有する国として、連帯意識を発揮し、発展途上国で立派な知的財産人材を育成できるよう積極的に支援していきたい」と話した。

2-7 韓国特許庁・WIPO、若者・女性のイノベーション中小企業と懇談会を開催

韓国特許庁（2023. 2. 10.）

韓国の知的財産基盤イノベーション中小企業の成長経験を共有する

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（以下「WIPO」(※)）事務局長の訪韓（2 月 7 日～2 月 11 日）を機に、2 月 10 日金曜日午前 9 時 30 分に D・CAMP（ソウル）で WIPO と「若者・女性のイノベーション中小企業懇談会」を開催したと発表した。今回の懇談会には、WIPO の事務局長と特許庁の次長、D・CAMP の代表をはじめ、知的財産を基盤に成長した中小企業 8 社の代表と知的財産分野の専門家が参加した。

※知的財産に関する 26 の国際条約を管轄し、193 の加盟国と共に新たな国際ルールを形成している国連の専門機関

WIPO 事務局長は、2020 年 10 月に就任して以来、中小企業、若者、女性に重点を置き、イノベーションと成長の根幹となるグローバル知的財産エコシステムを構築するために多様な知的財産政策を推進している。また、アジア諸国のうち韓国が最も強力なイノベーション力（※）を有していると評価し、2023 年初の海外歴訪国である韓国のイノベーションエコシステムを直接経験することを希望することから懇談会が開催された。

※WIPO は、毎年 132 か国のイノベーション力を評価し、2022 年に韓国は世界 6 位（アジア 1 位）に上った

懇談会は「企業と経済の成長における知的財産の役割」というテーマで、知的財産を基盤にした韓国の若者・女性の中小企業が創業と企業の成長過程で経験した話を共有し、企業の成長に向けた知的財産の役割について議論した。参加者は、知的財産を基盤に企業が成長するために、技術開発、知的財産金融、事業化で特許庁と WIPO の積極的な支援と役割を呼びかけた。WIPO 事務局長は、「韓国の優秀なイノベーション企業の取り組みに強い印象と感銘を受けた」とし、「韓国のイノベーション中小企業が知的財産を活用して成長した経験が世界に共有されるよう、韓国特許庁との積極的な協力を希望する」と述べた。

一方、特許庁は、中小企業が知的財産を創出し、それを基に活発に創業できるさまざまな支援事業（※）を推進している。

※知的財産（IP）踏み石（創業、事業化）、知的財産ナレ（成長）、中小企業向け知的財産バロ支援（再飛躍）、知的財産スター企業（海外進出）など

特許庁次長は、「大企業中心のイノベーションが最近スタートアップ主導に変化しており、経済危機を克服するためには、イノベーション企業が創業し成長できる環境づくりが重要だ」とし、「今回の懇談会を通じて提示された意見を特許庁の政策に積極的に反映し、WIPO と協力して国際的にイノベーション企業の活動に有利な知的財産エコシステムを作っていきたい」と話した。

2-8 医薬品実験データおよび人工知能学習データ 45 万件を無料で開放

韓国特許庁（2023.2.13.）

韓国特許庁の「特許情報活用サービス」で 2 月 13 日から利用可能

韓国特許庁は、2月13日月曜日から特許情報活用サービス（KIPRIS Plus、<https://plus.kipris.or.kr/portal/main.do>）を通じて特許公報に含まれている医薬品実験データおよび実験データの抽出のための人工知能学習データ計45万件を無料で開放すると発表した。

特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）は、特許庁が運営するデータ開放プラットフォームとして、国内外13か国の主要産業財産権（特許・商標・デザイン）の公報や特許行政情報などのデータ商品を提供している。最近、多言語翻訳や画像検索などに向けた人工知能学習データまで開放し、計115種のデータ商品をファイルまたはオープンAPI（※）の形で開放している。

※Open Application Programming Interface：標準化して構築されたデータをリアルタイムで呼び出し、誰でも簡単に活用できる公開インターフェース

今回開放する医薬品実験データは、医薬品分野の特許公報に含まれている画像（image）形態の表を加工・分析して医薬品の成分名、実験方法、実験値などを基礎資料（データベース）に構築した情報である。人工知能学習データは、①表・グラフ・化学式などさまざまな画像形態の実験データから表形態のみを抽出するための画像分類情報、②表データを正確に把握するための表の構造（行×列）情報および③実験に使用された成分名や実験値などを自動で分類するための実験データ属性分類情報を含んでいる。

このような医薬品実験データおよび人工知能学習データを活用すれば、特許・論文などに含まれている画像形態の「表実験データ」を文字（text）形式の分析可能なデータに変換・抽出できる。これを基に、知的財産サービス業者は特許公報の実験データの抽出・活用サービスを開発し、関連企業および研究機関は特許公報に含まれている実験実施例や比較例などを自由に分析・活用することで、ワクチン・新薬などの研究開発に活用できると期待される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「技術情報の宝庫である特許データは、実験データのように有効な情報が多いため、公共や民間で積極的に活用すれば、未来を導いていく先端技術分野で韓国の技術開発力が向上し、世界での競争力は一層強化されるだろう」とし、「特許庁は積極行政の一環として国民のニーズに応えた多様な知的財産データを持続的に開放していく予定だ」と述べた。

2-9 韓国特許庁、2023年1学期知的財産学単位銀行の受講生を募集

韓国特許庁（2023.2.13.）

知的財産学士号、オンラインで取得できます

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、2月15日水曜日から10日間2023年1学期知的財産学単位銀行のオンライン受講生を募集する。「知的財産学」専攻は、知的財産と関連する法・訴訟、知的財産の創出・管理戦略などの科目で構成されたオンライン学士号課程である。高校を卒業したか、それと同等の学歴を持つ国民なら誰でも無料で受講でき、一定の単位（※）を履修すれば、教育部長官名義で「知的財産学士」の学位を取得できる。
※学士号の取得に必要な知的財産専攻の最低単位：（4年制大卒）48単位、（高卒・専門大卒）60単位

知的財産実務能力の検証試験である知的財産能力試験（IPAT）（※）を受験した場合、取得した点数等級（1～4等級）に応じて最大25単位まで専攻単位として認め、関連資格（※※）を持っている場合も一部の単位を認める。また、特許庁と単位交流提携を結んでいる大学の在学学生は、知的財産学単位銀行を通じて修了した科目を所属大学で単位として認めてもらえる。

※1級25単位、2級20単位、3級14単位、4級8単位を認定

※※弁理士、弁護士、産業保安管理士

今年の1学期には、「特許法」や「デザイン保護法」等計10科目（※）を開設する。1学期の授業は3月2日から6月14日まで15週間行われる予定であり、一人当たり最大7科目（21単位）まで受講できる。受講生は申込者の中から先着順で決まり、知的財産学単位銀行制度ウェブサイト（<https://cb.ipacademy.net>）から受講申込および関連内容の確認が可能である。その他問い合わせは、韓国発明振興会（02-3459-2765）にすればよい。
※1学期の科目：特許法、デザイン保護法、法学概論、自然科学概論、技術経営論、デザイン経営とブランド戦略、特許明細書作成の実務、知的財産審判・訴訟の実務、文化産業法、技術移転とライセンスの理解

特許庁の国際知識財産研修院長は、「知的財産学を通じて就職・創業はもちろん、大学院への進学など、多様な進路に進んだ事例が多い」とし、「知的財産学士号を取得することで、差別性と競争力を有する人材に成長することを願う」と述べた。

2-10 韓国特許庁、2022年下半期の優秀な審査・審判官に授賞

韓国特許庁（2023.2.14.）

コア技術を強力な知財権に生まれ変わらせる役割、審査官にかかっている

韓国特許庁は、品質競争を通じて強力な知的財産権の創出に貢献した審査・審判官等を以下のとおりに選定し、2月14日火曜日午後4時30分に大田で授賞すると発表した。2022年の今年の審査官には、ユ・ホジョン（産業デザイン審査チーム）、イ・ジェウォン（人工知能ビッグデータ審査課）、クム・ボキ（ディスプレイ審査課）、キム・スギョン（高分子繊維審査課）、チェ・ジュンファン（高分子繊維審査課）が選定され、最優秀審判官には、チャン・ソンウォン（審判10部）が選定された。審査分野では、今年の審査官を含む優秀審査官69名、優秀審査チーム長12名、優秀審査部署12を、審判分野では、最優秀審判官を含む優秀審判官6名、優秀審判部署6、優秀審判研究官1名、優秀訴訟遂行官1名を選定した。

今年の審査官は、明細書解釈の正確性、検索の適切性、手続きの効率性、顧客志向性などを基準に四半期ごとに今月の審査官を選び、年末に今月の審査官を対象に今年の審査官を選定する。また、最優秀審判官は、審判院の公的審査委員会が審判官の審判品質を評価して選定する。

特許庁は「国民が実感できる高品質の知的財産行政の実現」を今年の重点推進課題として発表し、審査以外の業務を最小限に抑え、集中勤務時間の導入や通知書の簡素化などによって審査官が審査官本来の審査業務に専念できるようにする。また、特許文書に特化した人工知能言語モデルを開発し、審査に活用させることで、審査業務の効率化を図る。特に、半導体分野の民間専門家を任期制審査官として投入し、専担審査組織を立ち上げ、韓国企業のコア戦略技術を早期に特許権として確保できるよう支援する。

特許庁長は、「主要先進国に比べて多い審査量にもかかわらず、審査の品質を高めるために努力して下さった審査官の労苦に感謝する」とし、「技術覇権争いの激化と世界的な景気低迷の懸念の中で、審査官が韓国のコア技術を強力な知的財産権に変貌させる上で重要な役割を果たしているというプライドを持って審査の品質を高めるのに引き続き努めてほしい」と呼びかけた。

2-11 韓国特許庁の国際知識財産研修院、2023年知的財産教育訓練計画を発表

韓国特許庁（2023.2.15.）

知的財産未来人材の育成に向けたオーダーメイド型教育を支援！

韓国特許庁の国際知識財産研修院（以下「研修院」）は、顧客中心の知的財産サービスを活性化し、未来に向けたイノベーション成長を牽引する知的財産人材を育成するために、

教育課程を体系的に改編・運営すると発表した。研修院は、一般人・企業・大学・公務員などを対象に多様な知的財産関連オン・オフライン教育課程を運営している。

研修院は、今年、①（特許庁）職員の能力と専門性の強化、②（公共・民間分野）需要者オーダーメイド型の体系的な課程に改編・運営、③（デジタル教育）知的財産の意識向上に向けたコンテンツの開発・活用、④（国際教育）海外知的財産の保護に向けた教育協力の拡大などを重点的に推進する方針である。

【特許庁】

世界の技術主導権および知的財産競争の加速化に対応するため、審査、審判、政策等知的財産全般に関する職員の専門性を高めるための教育課程を強化する。先端技術の超格差維持および権利化支援のために、国家戦略技術分野（※）の新技术課程を開設し、半導体分野の民間専門人材採用予定に伴う新規審査官課程（2023年3月）を適時に運営する。国内外の政策環境の変化に能動的に対応できるよう、知的財産政策特別課程を開設して職員の能力と専門性を一層強化する。

※（12大国家戦略技術）①半導体・ディスプレイ、②二次電池、③先端移動手段（モビリティ）、④次世代原子力、⑤先端生命工学（バイオ）、⑥宇宙航空・海洋、⑦水素、⑧サイバーセキュリティ、⑨人工知能、⑩次世代通信、⑪先端ロボット製造、⑫量子技術

【公共・民間分野】

中小企業向け新技术教育および脆弱層向け知的財産実務課程の強化、産・学・研（産業界・学界・研究分野）標準特許課程の新設、不正競争防止および営業秘密保護に関する教育の拡大など、対象別・分野別オーダーメイド型課程を体系的に改編・運営する。全国での知的財産サービスが円滑に提供されるよう、自治体、捜査・取締機関、中小企業内研究所などを対象に知的財産関連法・制度の実務教育を拡大するなど、部処・機関間の教育協力を一層強化する。

【デジタル教育】

最新の法・制度・事例を反映して従来のコンテンツを現行化し、誰でも知的財産にアプローチしやすいよう、生活の中の素材を基盤とした物語（ストーリーテリング）形式の教育資料を制作・普及させる。企業向けの訪問反転授業（Flipped learning）プログラム（※）、リモート教育研修院を活用した発明教員研修課程を強化し、デジタル教育プラットフォーム（※※）の維持管理体制を速やかに構築することで、より迅速かつ便利なデジタル基盤教育を提供する。

※デジタル学習後、現場で講師と実習・討論教育を行うプログラム

※※オンライン教育システムと研修院ウェブサイト（オフライン教育管理）を統合・再構築したシステム

【国際教育】

韓国企業の知的財産保護を強化するために輸出中小企業向け教育課程を開設し、警察大学や司法研修院などと業務提携を推進することで途上国関連機関の知的財産職務能力の向上に向けた外国人教育を拡大する。このほか、途上国向けコンテンツを開発・提供し、重点協力国を対象に教育支援を活性化することで、韓国に友好的な国際環境づくりに向けた対外協力を一層強化していく予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「技術覇権争いの時代に、知的財産はもはや選択ではなく必須となっている」とし、「研修院は、知的財産人材が国の技術競争力の原動力になるよう、現場とのコミュニケーションを通じた積極行政を持続的に推進し、需要者の目線に合わせた教育課程を発掘・運営するために引き続き取り組んでいく考えだ」と述べた。

一方、2023年知的財産教育訓練計画の詳細は、国際知識財産研修院ウェブサイト（<http://iipti.kipo.go.kr/main.do>）（※）から確認できる。

※国際知識財産研修院→情報広場→資料室→年間教育訓練計画

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 第1回産業財産権紛争調停委優秀調停委員表彰授与式の開催

韓国特許庁（2023.2.1.）

産業財産権紛争調停委員のうち分野別優秀調停委員3人を選定

韓国特許庁は、2月1日水曜日午後2時に特許庁ソウル事務所で、迅速かつ公正な産業財産権の紛争解決と産業財産権紛争調停制度の発展に寄与した優秀な産業財産権紛争調停委員3人に対する初の表彰授与式が開催されたと発表した。今回の褒賞は、迅速・経済的な知的財産紛争の解決手段として定着しつつある産業財産権紛争調停制度の発展に寄与した調停委員を励まし、プライドを高めるために設けられた。

受賞者3人は、商標・デザイン分野のチェ・ヒョソン弁理士、特許分野のクォン・ヒョクソン弁理士、法律分野のキ・ウナ弁護士で、69人の産業財産権紛争調停委員のうち、調停成果、調停難易度、制度改善への参加度などを総合的に評価して選定された。

産業財産権紛争調停委員会は、特許庁が産業財産権（特許・商標・デザイン・実用新案権）および職務発明、営業秘密、不正競争行為などの紛争を迅速・経済的に解決できるよう支援するために設立した委員会である。調整を申請すれば、別途の申請費用なしに3か月以内に専門家による調整結果を受けることができるため、厳しい経済環境の下、個人と中小企業からの関心が高い。

特許庁長は、優秀紛争調停委員の表彰授与式で「産業財産権紛争調停委員会の昨年の調停成立率が49%に上るなど、知的財産紛争の実効的な解決に大きく貢献した」と強調し、「これは、積極的に当事者とコミュニケーションし、合意を引き出した調停委員方のご尽力のおかげだ」と感謝の意を表した。また、「特許庁はこれからも迅速かつ効果的な知的財産紛争の解決に向けて産業財産権紛争調停委員会の役割を持続的に拡大していく考えだ」と述べた。

一方、産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為に関する紛争により困難に直面している企業・個人は、産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト（www.koipa.re.kr/adr）から申請書をダウンロードして調停を申請できる。申請書の作成に困っている場合、産業財産権紛争調停委員会の事務局（1670-9779）を通じて詳しい案内とサポートを受けることができる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、2023年商標・デザイン制度の動向の説明会を開催

韓国特許庁（2023.2.7.）

改正された商標・デザイン制度、コミュニケーションの場を設ける

韓国特許庁は、2月7日火曜日午後2時から韓国知識財産センターで最近改正された「商標・デザイン制度の動向の説明会」を開催する。2020年以降3年ぶりに対面イベントとして開催される今回の説明会は、昨年の商標法改正により今年2月4日から施行されている「商標部分拒絶制度」と、デジタル環境での商標権・デザイン権の保護を強化するために昨年7月から施行中の「仮想商品審査指針」、今年1月から適用中の「改正画像デザイン審査基準」を中心に進められる。

商標部分拒絶制度は、商標出願人の利便性と権利確保の機会を拡大するために、商標登録出願書に記載されている指定商品の一部にのみ拒絶理由がある場合、残りの指定商品は商標登録を受けられるようにする制度として、これに関連して出願人および代理人が知

っておくべき留意事項と審査基準などを詳しく説明する予定である。仮想商品審査指針および画像デザイン審査基準については、デジタル環境で出願が増加している仮想商品分類体系の整備内容や類否判断基準、画像デザインの成立要件および新規性・創作性判断基準など、変更された内容を重点的に説明する。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の説明会は、積極行政の一環として、新たに変更される商標・デザイン制度に対する業界の疑問を解消し、商標・デザインの保護を強化するのに大きく貢献するだろう」と述べた。

一方、説明会への参加は、別途の申し込みなしに誰でも現場で参加でき、弁理士の場合、2時間の義務研修教育時間が認められる。詳細は特許庁デザイン審査政策課（042-481-8353）に問い合わせればよい。

その他一般

5-1 「メタバース」の特許出願、韓国世界3位

韓国特許庁（2023.2.6.）

実感型コンテンツ、世界の企業間技術競争が激しい

新型コロナウイルス感染症の大流行により急浮上した「メタバース」に対する関心が映画「アバター2（※）」の公開とハイテク技術見本市「CES2023（※※）」をきっかけに再び注目を浴びている。

※「衛星パンドラ」の中で繰り広げられるアバターの物語を描いた3D映画

※※今年のキーワードに、メタバース、モビリティ、デジタルヘルスの3つを選定

メタバースの世界市場規模は、2021年1,485億ドル（186兆ウォン）から2030年1兆5,429億ドル（1,929兆ウォン）へと10倍以上成長すると予想（※）されており、その分市場を確保するための技術競争も激しくなっている。

※プライスウォーターハウスクーパースコンサルティング（PwC.com、2019）

韓国特許庁によると、世界5大特許庁（IP5）（※）に出願されたメタバース関連特許は、この10年間（2011～2020）年平均16.1%成長し、大きな増加傾向を示している。この5年間の出願（2016～2020）が前同期（2011～2015）比約3倍（14,983→43,698件）に増え、メタバース関連出願が加速化していることがわかった。これは、2015年以降、実感型コ

ンテンツとヘッドマウントディスプレイ（HMD）が融合し、メタバースに対する産業的活用が増加した結果とみられる。

※韓国、米国、中国、日本、欧州（先進5か国特許庁協議体）

出願人の国籍別には、この10年間（2011～2020）米国（35.9%、17,293件）、中国（29.7%、14,291件）、韓国（16.2%、7,808件）の順で多く、特に中国の出願増加率（年平均42.5%）が目立った。

多出願企業の順位（2011～2020）は、マイクロソフト（MS）が1,437件で1位を取り、IBM1,212件、サムスン電子1,173件の順となり、グローバル情報通信技術（IT）企業が頭角を現した。韓国企業では、サムスン電子（3位）とLG電子（10位）がトップ10に名を連ねている。

詳細技術分野別の出願動向（2011～2020）を見ると、コンテンツ（47.8%）、オペレーティングシステム（43.9%）、ディスプレイ（8.1%）、非代替性トークン（0.2%）の順で、2018年以降、コンテンツ分野がZEPETOやROBLOXのようなオペレーティングシステム技術分野より多く出願されていることがわかった。これは、仮想世界を構築するためのオペレーティングシステムが定着し、ゲームや映画のほかにも製造業、金融、教育などに適用された実感型コンテンツ技術で市場を先取りしようとする取り組みが特許出願の増加につながったものとみられる。

特許庁生活用品審査課の審査官は、「メタバースに関わる製品・サービスが実際に日常生活の中に融合することでその分野の技術開発も一層活発になるだろう」とし、「韓国企業が特許競争力を確保し、市場を先取りできるよう、これからも産業界に必要な特許情報を分析・提供するために取り組んでいきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム